

さいたま市さくら草学園条例の一部を改正する条例をここに公布  
する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清川友人

## さいたま市条例第65号

### さいたま市さくら草学園条例の一部を改正する条例

さいたま市さくら草学園条例（平成13年さいたま市条例第165号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターとして、さくら草学園（以下「学園」という。）をさいたま市浦和区駒場1丁目28番10号に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターとして、さくら草学園（以下「学園」という。）をさいたま市浦和区領家1丁目5番16号に設置する。</p>
<p>(業務)</p> <p>第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する相談支援をいう。次条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 学園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する相談支援をいう。次条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定

は、公布の日から施行する。